

# 倫理法・倫理規程セルフチェックシート

## (係長級職員用① 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番号	正解	解 説
1	×	補助金等については、国から直接補助金等を受ける者だけでなく、国から補助金等を交付される者から補助金等を受ける者、いわゆる間接補助金等を受ける者についても、利害関係者に該当します。(規程第2条第1項第2号)
2	○	異動前のポストで利害関係者だった者は、異動後3年間は、後任の職員にとって利害関係者である限り、引き続き利害関係者とみなされます。これは、異動した後であっても、後任の職員に影響力を行使することによって職務の公正さを歪めるのではないか、また、異動後間もない時期に、異動前のポストで利害関係者であった者から供給接待や贈答品を受領することは、異動前のポストにおける職務の執行の公正さを歪めていたのではないかと疑念や不信を招くことを考慮した規程です。(規程第2条第2項)
3	×	利害関係者から金銭の貸付を受けることは、通常一般の利子を払うとしても認められません。(規程第3条第1項第2号) ただし、銀行等の金融機関が利害関係者に該当する場合については、一顧客として通常の利子を払う場合に限り、金銭の貸付を受けることが認められます。
4	×	自己の費用を負担して利害関係者と共に飲食することは自由にできますが、きちんと割り勘になっていなかった場合など、自己費用負担額が不十分だった場合には、実際の金額との差額分の供給接待を受けたこととなり、倫理規程違反となります。(規程第3条第1項第6号)
5	×	職員が利害関係者に働きかけ、職員本人ではなく第三者に倫理規程に定める禁止行為をさせるような行為は禁止されています。これについては、その反倫理性の強さから、広く一般に配布される宣伝用物品や記念品の贈与、多数の者が出席する立食パーティー等での飲食の提供など、職員本人であれば認められるような行為であっても禁止されています。(規程第3条第1項第9号)

6	×	<p>職務として利害関係者を訪問した際に、周囲の交通事情等から見て相当である場合、業務用の自動車の提供を受けることは、職務を円滑に遂行する上で必要であり、問題がないと認められる程度の利益の供与として認められます。ただし、ここでいう業務用の自動車は、当該利害関係者が業務・通勤等に日常的に使用しているものに限られ、タクシーやハイヤーは含まれません。(規程第3条第2項第4号)</p>
7	×	<p>自分が属する府省等のグループ(本省、外局、地方機関、所管特定独立行政法人のグループ)が、単独か合計で作成数の過半数を買い入れる書籍等については、その監修や編さんを行ったことに対する報酬を受け取ることはできません。これは、依頼者が利害関係者か否かを問わず禁止されています。(規程第6条第1項第2号)</p>
8	×	<p>「私的な関係」とは、職務としての身分にかかわらない関係と定義されており(規程第4条第1項)、親族関係や学生時代の友人など職員となる前からの関係がある者のほか、職員となった後に地域活動を通じて知り合った者なども私的な関係に該当します。</p> <p>一方、職場の上司や同僚との関係、職務上のカウンターパートなどの関係は、私的な関係には該当しません。</p>
9	○	<p>利害関係者と自己の費用を負担して(割り勘で)飲食する場合に、自己の飲食の費用が1万円を超えるときは、倫理監督官への事前の届出が必要となります。本問のように、一次会と二次会に参加したことによってその合計が1万円を超える場合には届出を行う必要があります。(規程第8条)</p> <p>なお、飲食の費用が予想に反して1万円を超えてしまった場合など、やむを得ない事情があるときは、事後において速やかに届出を行えば足りることとされています。</p>
10	×	<p>利害関係者からの依頼に応じて講演を行う場合、あらかじめ倫理監督官の承認を得れば報酬を受け取ることが認められますが、講演等の報酬においては、打合せなどの準備に要する時間も考慮されて基準が定められていることから、打合せの時間に対する報酬を別途受けることは認められません。(規程第9条)</p>